

府政防第 662 号
府共第 276 号
令和 5 年 4 月 13 日

各都道府県知事 }
各政令指定都市市長 } 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）
内閣府男女共同参画局長
（公印省略）

女性の視点に立った防災・復興の取組促進について
（地方防災会議における女性委員の登用の促進）

平素より防災に関する施策の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。

災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが必要です。

こうした観点から、国の「防災基本計画」（中央防災会議決定。別添 1。）においても、地方公共団体が地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことが明記されているとともに、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。別添 2.）では、成果目標として、令和 7 年（2025 年）までに、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を 30% とすること、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に 15% とし更に 30% を目指すこと、女性委員のいない市町村防災会議をゼロにすることを掲げています。

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合（別添 3）は令和 4 年 4 月 1 日現在、都道府県防災会議が 19.2%（前年比 3.1%ポイント増）、市町村防災会議が 10.3%（同 1.0%ポイント増）であり、女性委員がいない市町村防災会議の割合も、全国で 17.8% に及ぶ等、現在の状況に鑑みれば、令和 7 年までに当該目標を達成することは極めて厳しい状況にあります。

地方防災会議の女性委員の登用を含め、女性の視点に立った防災・復興の取組促進については、令和 3 年 6 月 11 日付け府政防第 724 号・府共第 330 号「女性の視点に立った防災・復興の取組促進について」（別添 4）にて、取組の促進の依頼をさせていただいたところですが、地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合の現状に鑑み、本通知を踏まえ、令和 5 年度においても、地方防災会議の女性委員の登用に向けた取組を更に促進してまいりますよう、よろしく願いいたします。

上記取組に当たり、有用な情報や参考となる事例については、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（別添 5）に掲載されておりますので、当該ガイドラインも活用いただきながら、一層の取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・政令指定都市におかれましては、防災・危機管理主管部局、男女共同参画主管部局を始めとした関係部局に本通知を共有いただくとともに、管内市区町村にも本通知を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

以上

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。

○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

【基本認識】

- 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている¹。人口の 51.3%²は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される。
- したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。
- しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、また、今後、南海トラフ地震³や首都直下地震⁴等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。
- 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、様々な取組が進められてきた。また、第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」において、災害リスク削減を基本理念とし、女性のリーダーシップを促進することや女性の参画・能力開発が打ち出されている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所運営等における感染症対策の取組が行われているところ、こうした取組にも男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

¹ 「仙台防災枠組 2015-2030」（平成 27（2015）年 3 月 18 日第 3 回国連防災世界会議採択）。

² 総務省「人口推計」（2019（令和元）年 10 月 1 日現在）。

³ 南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード 8～9 クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされている（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和 2（2020）年 1 月 24 日地震調査研究推進本部公表））。

⁴ 「首都直下地震」とは、東京圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう（首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号））。このうち、プレートの沈み込みに伴うマグニチュード 7 程度の地震の今後 30 年以内の発生確率は 70%程度とされている（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和 2（2020）年 1 月 24 日地震調査研究推進本部公表））。

- このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。
- あわせて、気候変動による気象災害リスク増加の可能性が指摘されており、今や気候変動という要素を防災に取り入れることが必然となっている。気候変動問題等の自然環境や社会環境・生活環境に係る環境問題の取組に当たっては、男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15% (早期)、 更に30%を目指す (2025年)
消防吏員に占める女性の割合（注11）（再掲）	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
消防団員に占める女性の割合（注12）	3.2% (2019年度)	10%を目標としつつ、 当面5% (2026年度)

（注11）消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

（注12）消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

4-3 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用(都道府県)

都道府県	都道府県 防災会議		
	委員 総数 (人)	うち 女性 委員 数 (人)	女性 比率 (%)
北海道	69	7	10.1
青森県	60	13	21.7
岩手県	77	12	15.6
宮城県	58	6	10.3
秋田県	61	6	9.8
山形県	61	6	9.8
福島県	54	12	22.2
茨城県	52	14	26.9
栃木県	56	12	21.4
群馬県	53	12	22.6
埼玉県	73	17	23.3
千葉県	53	12	22.6
東京都	87	22	25.3
神奈川県	56	7	12.5
新潟県	77	13	16.9
富山県	67	11	16.4
石川県	69	9	13.0
福井県	56	10	17.9
山梨県	65	2	3.1
長野県	80	15	18.8
岐阜県	61	17	27.9
静岡県	60	4	6.7
愛知県	69	7	10.1
三重県	65	9	13.8
滋賀県	62	21	33.9
京都府	66	13	19.7
大阪府	61	8	13.1
兵庫県	56	7	12.5
奈良県	61	8	13.1
和歌山県	55	8	14.5
鳥取県	69	29	42.0
島根県	73	31	42.5
岡山県	59	9	15.3
広島県	73	17	23.3
山口県	60	10	16.7
徳島県	81	38	46.9
香川県	60	10	16.7
愛媛県	60	7	11.7
高知県	60	6	10.0
福岡県	61	13	21.3
佐賀県	69	18	26.1
長崎県	68	9	13.2
熊本県	57	11	19.3
大分県	59	5	8.5
宮崎県	55	9	16.4
鹿児島県	57	17	29.8
沖縄県	56	12	21.4
計	2,977	571	19.2

(注) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、2022年4月時点で内閣府が把握したもの(50審議会等)。
出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

4-8 地方防災会議の女性委員の登用(市区町村)

都道府県	市区町村数	防災会議数	うち女性委員を含む防災会議数	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性比率(%)	防災会議の委員の女性比率(該当市区町村数)							調査時点	
							0%	5%未満(除く0%)	5%以上10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上		
北海道	179	161	84	3,847	157	4.1	77	28	45	10	1			原則 2022年4月1日	
青森県	40	37	25	731	39	5.3	12	4	15	6				原則 2022年4月1日	
岩手県	33	33	33	1,152	161	14.0		3	10	13	6	1		原則 2022年4月1日	
宮城県	35	29	25	865	72	8.3	4	7	7	11				原則 2022年4月1日	
秋田県	25	25	20	743	84	11.3	5	4	3	10	2	1		2022年4月1日	
山形県	35	33	31	1,015	93	9.2	2	8	10	13				原則 2022年4月1日	
福島県	59	49	25	1,248	85	6.8	24	4	10	7	4			原則 2022年4月1日	
茨城県	44	40	39	1,252	134	10.7	1	10	7	19	3			原則 2022年4月1日	
栃木県	25	24	22	697	74	10.6	2	6	5	10	1			2022年4月1日	
群馬県	35	33	29	1,060	111	10.5	4	7	8	11	2	1		原則 2022年4月1日	
埼玉県	63	57	52	2,029	247	12.2	5	4	12	28	6	2		原則 2022年4月1日	
千葉県	54	50	49	1,552	217	14.0	1	2	11	28	7		1	原則 2022年4月1日	
東京都	62	57	51	2,147	304	14.2	6	3	10	24	13	1		原則 2022年4月1日	
神奈川県	33	30	30	940	103	11.0		3	12	14	1			原則 2022年4月1日	
新潟県	30	30	21	914	77	8.4	9	6	7	4	4			原則 2022年4月1日	
富山県	15	15	14	518	52	10.0	1	1	6	7				原則 2022年4月1日	
石川県	19	19	17	450	40	8.9	2	4	7	4	2			原則 2022年4月1日	
福井県	17	16	16	459	51	11.1		1	5	10				原則 2022年4月1日	
山梨県	27	22	19	563	66	11.7	3	2	4	9	4			原則 2022年4月1日	
長野県	77	69	46	1,844	153	8.3	23	9	14	21	2			原則 2022年4月1日	
岐阜県	42	40	31	960	88	9.2	9	6	9	14		2		原則 2022年4月1日	
静岡県	35	34	31	1,041	95	9.1	3	8	12	9	1	1		原則 2022年4月1日	
愛知県	54	53	50	1,509	183	12.1	3	4	14	24	7		1	原則 2022年4月1日	
三重県	29	27	23	834	79	9.5	4	5	11	6			1	原則 2022年4月1日	
滋賀県	19	18	16	502	57	11.4	2	3	4	7	2			原則 2022年4月1日	
京都府	26	26	24	758	93	12.3	2	1	9	10	4			原則 2022年4月1日	
大阪府	43	43	43	1,418	192	13.5		7	9	23	3		1	原則 2022年4月1日	
兵庫県	41	39	36	1,227	148	12.1	3	4	10	17	2	3		原則 2022年4月1日	
奈良県	39	36	28	839	75	8.9	8	3	9	15	1			原則 2022年4月1日	
和歌山県	30	30	23	688	60	8.7	7	3	11	7	2			原則 2022年4月1日	
鳥取県	19	17	16	375	64	17.1	1		3	8	4	1		原則 2022年4月1日	
島根県	19	18	15	568	74	13.0	3		5	8	1		1	2022年4月1日	
岡山県	27	23	19	531	93	17.5	4		7	6	2	3	1	原則 2022年4月1日	
広島県	23	22	20	789	68	8.6	2	3	10	6	1			原則 2022年4月1日	
山口県	19	19	17	624	77	12.3	2	3	2	9	2	1		原則 2022年4月1日	
徳島県	24	24	21	586	56	9.6	3	2	11	7	1			2022年4月1日	
香川県	17	15	13	405	51	12.6	2		6	5		2		2022年4月1日	
愛媛県	20	20	17	506	53	10.5	3	2	6	7	2			2022年4月1日	
高知県	34	32	26	757	80	10.6	6	3	5	16	2			原則 2022年4月1日	
福岡県	60	55	48	1,352	236	17.5	7	1	9	19	16	2	1	原則 2022年4月1日	
佐賀県	20	16	15	394	75	19.0	1		2	7	4	1	1	原則 2022年4月1日	
長崎県	21	21	19	688	52	7.6	2	6	8	5				原則 2022年4月1日	
熊本県	45	44	41	1,722	140	8.1	3	7	22	11	1			原則 2022年4月1日	
大分県	18	17	12	477	46	9.6	5		5	5	2			原則 2022年4月1日	
宮崎県	26	21	19	694	56	8.1	2	2	11	5	1			原則 2022年4月1日	
鹿児島県	43	43	31	1,177	69	5.9	12	11	12	8				原則 2022年4月1日	
沖縄県	41	23	18	488	41	8.4	5	5	6	6	1			原則 2022年4月1日	
計	1,741	1,605	1,320	45,935	4,721	10.3	285	205	436	529	120	22	8	計	
割合(%)							17.8	12.8	27.2	33.0	7.5	1.4	0.5	割合(%)	
うち市区	815						12.6	27	86	207	337	95	18	8	うち市区
割合(%)								3.5	11.1	26.6	43.3	12.2	2.3	1.0	割合(%)
うち町村	926						7.0	258	119	229	192	25	4	うち町村	
割合(%)								31.2	14.4	27.7	23.2	3.0	0.5	0.0	割合(%)
(参考)都道府県防災会議		47	47	2,977	571	19.2		1	4	24	14	1	3	計	
割合(%)								2.1	8.5	51.1	29.8	2.1	6.4	割合(%)	

(注1) 市区町村の中に政令指定都市を含む。
(注2) 調査時点は原則として2022年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。
(注3) 防災会議の会長を含む。
出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

府政防第 7 2 4 号
府 共 第 3 3 0 号
令和 3 年 6 月 11 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）
内閣府男女共同参画局長
（公印省略）

女性の視点に立った防災・復興の取組促進について

平素より災害関係業務及び男女共同参画社会の形成の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。

内閣府では、女性の視点に立った防災・復興の取組を促進するため、昨年 12 月に政策統括官（防災担当）付と男女共同参画局の女性職員により「防災女子の会」が結成され、5 月 17 日、「防災女子の会からの提言」（別添 1）が取りまとめられ、内閣府特命担当大臣（防災担当）に手交されました。これを受け、内閣府特命担当大臣（防災担当）及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）から、メッセージが発出されました（別添 2）。

本提言では、避難所等における性暴力・DV（配偶者等からの暴力）の防止や意思決定の場への女性の参画等、女性の視点に立った被災者支援の推進に加え、災害対策に女性の視点を組み込むための国及び地方公共団体の防災担当部局の体制強化が重要とされています。

国では、本提言の内容等を踏まえ、5 月 25 日に防災基本計画を修正し、地方公共団体が地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことや、市町村が避難所における性暴力やDVの発生を防止すること等を新たに盛り込みました（別添 3）。

また、国における取組も強化すべく、新たに内閣府男女共同参画局長を災害対策本部等の構成員に追加するとともに、中央防災会議の委員について、5 月 25 日付けの任命により、委員（閣僚を除く。）に占める女性の割合を 11%から 33%まで高めたところ です。

各都道府県・政令指定都市におかれましては、令和 2 年 5 月 29 日付け府共第 322 号・府政防第 1222 号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」（以下「令和 2 年 5 月通知」という。）及び本通知を踏まえ、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が

密に連携し、下記の取組を始め、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における女性の視点に立った取組を更に促進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に本通知を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

● 地方防災会議の女性委員の登用

「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、成果目標として、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を 2025 年までに 30% とすること、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に 15% とし更に 30% を目指すこと、女性委員のいない市町村防災会議を 2025 年までにゼロにすることを掲げています。男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条では、基本計画を勘案して、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないこと、市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならないこととされています。

以上を踏まえ、貴団体の防災会議の委員に占める女性の割合を 3 割以上とするための取組を更に進めていただきますようお願いいたします。各団体の数値については毎年 12 月に「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府男女共同参画局）の中で公表しています。今年度からは、数値のみならず取組状況を含めてフォローアップを行い、公表することとしています。（後述）

● 性暴力・DVの防止

これまでの災害では、指定避難所等において、性暴力・DVを含む女性や子供に対する暴力が発生してきたという報告がなされています。被災者支援に当たっては、災害時は性暴力・DVが発生する（平常時よりも増加する可能性がある）ことを予測し、指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にも被害者にもならないように対策を行う必要があります。そのため、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るとともに、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための取組に努めるようお願いいたします。

● 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

上記に取り組むに当たり有用な情報や事例を同ガイドラインに盛り込んでおり、令和2年5月通知を踏まえ、その活用の徹底をお願いいたします。

また、令和3年5月17日付け事務連絡「『災害対応力を強化する女性の視点』実践的学習プログラムの活用について（依頼）」を踏まえ、同ガイドラインに基づく取組を実践できるような研修等の充実をお願いいたします。

国では、今年度から、同ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップを行い、公表するとともに、今後、毎年継続的にフォローアップを行ってまいります。さらに、それぞれの地方公共団体の取組や改善度合いを比較可能な形で地域住民にとってわかりやすく示すための仕組みを令和4年度に構築することとしています。

以上

2 地方防災会議

- 市町村は、女性委員がゼロとなっている場合には、早期に女性委員を登用する。
- 女性委員の割合を3割以上とすることを目指し、女性人材の育成、登用を進める。例えば、女性が多い専門職（保健師、助産師、看護師、保育士、介護士、民生委員等）は災害対応に深くかかわることから、こうした女性を登用する。
- 庁内職員を任命する際には、女性職員を積極的に登用する。
- 男性委員に対し、本ガイドラインを踏まえた災害対応について情報提供・啓発を行う。
- 「充て職」による制約のない下部組織（部会等）や実質的な事務を担う幹事に女性を登用する。女性の視点を取り入れるための下部組織を設ける。

<女性委員比率により常備備蓄の内容が変わる>

東京大学社会科学研究所の調査では、地方公共団体の防災会議の女性委員比率と、各種生活用品を常時備蓄とする比率について、女性委員が高いほど常時備蓄とする比率が高いとの報告がありました。中でも、女性用品、乳幼児用品、高齢者用品、プライバシーを守るための物資を常時備蓄とする割合が際立って高い結果となりました²。このことから、地方防災会議や意思決定層に女性比率が高まることで、防災計画の中に女性の視点に立った対策が取り入れられ、男性が見落としがちなニーズや必要な対策に対応できるようになります。

<女性比率を高める具体策>

女性比率が高い地方公共団体では、様々な工夫が見られます。以下に、その例を挙げます。

災害対策法第15条第5項の規定		工夫点
5号	当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	・医療・福祉などの部門の課長級の女性管理職
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	・報道機関で働く女性 ・看護協会、助産師会、社会福祉協議会、保育会、幼稚園連合会等、女性が活躍している団体を指定 ・女性団体や特定非営利活動法人で活動している女性
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	・大学の女性教授、准教授 ・自主防災組織、消防分団の女性委員

三重県鈴鹿市では、平成25年度までは地方防災会議に女性は1名しかいませんでしたが、女性市長の強いリーダーシップのもと、女性の参画拡大に向けた取組を実施し、庁内の管理職に加え、市内の大学の学識経験者、医療分野、ライフライン関係事業所、女性消防分団、災害ボランティア団体等に委員への就任を要請したことで、女性割合が高まりました。

2 東京大学社会科学研究所「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」

令和2年4月現在、全委員43人中、女性委員は18人、41.8%となっていますが、令和2年6月に現委員の任期満了に伴い、学識経験者や医療・福祉関係の専門家等の女性委員を更に加える予定であり、鈴鹿市地域防災計画や市の防災・災害対策に女性の視点を反映していくこととしています。

【女性委員の選定の例】

庁内の女性管理職(男女共同参画課や福祉部局)、県内の複数の大学の学識経験者のほか、女性消防団、ライフライン関係事業所、市社会福祉協議会、市観光協会、市人権擁護委員会、市商工会議所女性部、市生活学校、県看護協会、市民生委員児童委員協議会連合会、複数の災害ボランティア団体などの代表または役員、管理職など

また、独自に委員を公募したり、県で専門性を有する女性の人材リストを作成し、関係団体への女性委員の推薦を要請したりする取組も進められています。女性比率を高めることが難しい場合は、委員委嘱前に男性委員に女性の視点の重要性について説明を行うところや、地方防災会議へ女性の視点を取り入れるための部会を別途設けて対応しているところもあります。女性委員の割合をウェブサイト等で公表することも有用です。